

切断（欠損）、知覚脱失手の障害評価表の記載法

I. 正常肢指の輪郭図に断端軟部（皮膚）輪郭を線でかき骨欠損部は黒くぬりつぶす（書式Ⅱ）。

II. 断端の長さ表示

X 線写真により A. 軟部断端から近位関節までの間の長さを cm で記載

B. 骨断端から近位関節までの間の長さを cm で記載

III. 障害評価に関しては Swanson の評価案*を参考にする。

Swanson の評価案*

*Swanson, A.B., et al.: Evaluation of impairment of hand function.

Rehabilitation of the Hand, C.V. Mosby, Saint Louis, 31-93, 1987.

A. 切断障害評価

1. 全上肢の切断すなわち上肢の100%喪失は全身体の60%の障害。
2. 肘関節以下（上腕二頭筋の付着部より末梢で MP 関節部位より中枢）の切断は上肢の95%の喪失。
3. 全指の切断は手の100%障害で、上肢全体の90%の障害
4. 上肢全体の喪失は全身体の60%の障害になるため、上肢の90%の障害は全身体の54%の障害となる。
5. このパーセント値の階段的掛け算の手法を用いれば、各指あるいは各指の部位の障害（impairment）を、手、上肢、そして、ついには身体全体と関連づけることができる。
6. 5 頁の手全体の機能障害を評価するとき、まず母指および個々の指が手全体を100%としたとき、どれ位になるかを最初に分離して評価する。
7. 5 頁の図のごとく、母指は40%、示指と中指は各々20%、環指と小指は各々10%。
8. PIP 関節での切断は各指の80%喪失。
9. DIP 関節の切断は指の45%の喪失。
10. 母指の IP 関節の切断は母指の50%喪失。（5 頁図）

B. 知覚障害の評価

1. 手掌面の完全知覚脱失は機能の50%喪失。すなわち、切断の50%と同じと考える。
2. 部分横断知覚脱失（partial transverse sensory loss）
指の部分のパーセント値として計算することができる。
3. 部分縦断知覚脱失（partial longitudinal sensory loss）

知覚機能に対する指の罹患側の相対的重要性に応じて計算され、母指の橈側の知覚障害は母指の知覚機能の40%の損失であり、母指の尺側はその60%の損失である。指の尺側の知覚障害は指の知覚機能の40%の損失に匹敵する。しかし、小指の尺側は例外であり、他の指の尺側よりもより重要である。縦断知覚障害の手全体に対する障害数値は、その指全体の手全体に対する障害値に障害側の重要度配分値を掛けることにより算出できる（次頁に続く）

C. 具体例

1. 示指の切断は手の20%喪失.
2. 示指では, PIP 関節の切断は示指の80%の喪失となり, 手全体の20%の80%, つまり16%の喪失.
3. 示指の DIP 関節の切断(手全体に対して9%の喪失)を伴った母指全体の切断(手の40%の喪失)は手全体の49%の障害.
4. 母指の両側指神経の損傷は, 切断による喪失の2分の1と考えるとしたならば, 手の40%の2分の1, つまり手の20%の喪失と等しいことになる.
5. 示指と中指の完全知覚脱失はおのおの手の10%の脱失に等しくなる.
6. 環指と小指の完全知覚脱失はおのおの手の5%の脱失に等しくなり, 全体としては10%となる.
7. 母指の末節部の知覚脱失は IP 関節部の切断で計算された値の2分の1に等しく, また母指の25%の障害に等しい. 手全体に対する損失は20%の2分の1, つまり10%に等しい.
8. 母指の完全知覚脱失は手の20%の障害と等しい. 母指の尺側縦断知覚脱失は母指の60%の知覚脱失で, 手の12%の障害に等しい.

